

高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について

1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について **別紙 1**

- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、「①医療と介護の連携の強化等」「②介護人材の確保とサービスの質の向上」「③高齢者の住まいの整備等」「④認知症対策の推進」「⑤保険者による主体的な取組の推進」「⑥保険料の上昇の緩和」の6つの視点を踏まえ、介護保険法、老人福祉法他、関係法律の改正を行うもの。
- 平成 23 年 5 月 31 日の衆議院本会議で修正可決し、平成 23 年 6 月 15 日の参議院本会議で可決、成立。

2 地方分権に係る介護保険法等の改正について **別紙 2**

(1) 第 1 次一括法（義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大）

- 地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月閣議決定）に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法）が平成 23 年 5 月 2 日に公布・施行され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が行われた。
- なお、地方自治体の条例や体制整備が必要なものは平成 24 年 4 月 1 日施行の経過措置が設けられている。

※老人福祉法、介護保険法等における施設サービス、居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準等については都道府県条例に、地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等については市町村条例に委任。

(2) 上記一括法案に措置が講じられていない個別の法案（抜粋）

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法第 203 条の 2 に新たに大都市特例が設けられ、都道府県で行う事務のうち、政令で定める事務については、政令指定都市及び中核市へ移譲されることとなった。

※介護保険施設及び居宅サービス等の指定及び指導監督事務等

3 社会保障審議会介護給付費分科会の議論について **別紙 3**

■ 平成 23 年 4 月 13 日 第 72 回

- 東日本大震災における介護保険制度の対応についての報告及び訪問看護ステーションの人員配置基準の緩和についての議論が行われた。

⇒訪問看護サービス事業の人員基準について、平成 24 年 2 月 29 日までの間、災害救助法が適用された市町村の区域内は一人開業を認めるとする旨の答申がなされた。（ただし、当初の答申案に、「なお、今回制定する基準は、東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとすべきである。」の一文が追加された。）

- 平成 24 年度介護報酬改定に向けて、各委員から意見を聴取。

■ 平成 23 年 4 月 27 日 第 73 回

- 介護報酬の地域区分の見直しについて議論が行われた。
⇒国家公務員の地域手当に準じて介護報酬の地域区分を見直す方針が提示された。
- 平成 24 年度介護報酬改定に向けて、各委員から意見を聴取。

■ 平成 23 年 5 月 13 日 第 74 回

- 介護人材の確保と処遇の改善策について議論が行われた。厚労省が示した主な論点は以下のとおり。
 - ・介護職員の賃金水準は、平成 21 年度介護報酬改定や、介護職員処遇改善交付金等により、着実に改善している。
 - ・介護職員の賃金を、将来的に労使間の自立的な取組によって決定する仕組みにしていく必要性について、介護職員処遇改善交付金が平成 23 年度末で廃止された後の対応。
 - ・仮に、介護報酬で評価することとした場合、現在の賃金水準が引きさがらないようにするための方策。
 - ・有効求人倍率は低下傾向、入職率も上昇傾向で推移する一方で、離職率は事業所ごとに二極化し、特に就業形態やサービス類型によって差がある状況であること・
 - ・今後、介護職員の円滑な入職、定着に資するよう、介護職員の賃金以外の処遇改善に向けて、キャリアアップの仕組みの導入等の対応。
- 新サービス（24 時間定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービス）の創設にあたっての議論が行われた。
- 介護保険給付費分科会の今後のスケジュール案が提示された。

■ 平成 23 年 5 月 30 日 第 75 回

- 医療と介護の連携について議論が行われた。厚労省から、医療と介護の役割分担と連携の強化を図る観点から、以下の視点で検討することが提案された。
 - ・医療機関からの退院時における介護保険サービスとの連携強化及び円滑な移行。
 - ・医療の必要性が高い要介護者への対応の強化（老健施設等については別途検討）。
 - ・介護療養病床から介護療養型老健施設等への転換支援
- 介護保険施設について、関係有識者からのヒアリングが行われた。

■ 平成 23 年 6 月 16 日 第 76 回

- 高齢者の住まいについて議論が行われた。厚労省から、「サービス付き高齢者向け住宅」において、入居者が重度化しても安心して暮らすことができるようにするため、基準・介護報酬について以下の視点で検討することが提案された。
 - ・ 24 時間対応の「定期巡回システム・随時対応サービス」などを始めとした居宅サービスとの組み合わせについて、入居者が重度化した場合の対応における評価。
 - ・ 「サービス付き高齢者向け住宅」を拠点として、地域に展開していくことによる、地域包括ケアの実現。
 - ・ 「サービス付き高齢者向け住宅」により提供される安否確認・生活相談等の「サービス」と介護保険により提供されるサービスとの連携。
- 認知症への対応について議論が行われた。厚労省が示した主な論点は以下のとおり。
 - ・ 認知症への対応にあたり、医療と介護と地域それぞれの役割とその間の連携。
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における医療提供の在り方。

4 社会保障・税一体改革案について 別紙 4

- 社会保障改革に関する集中検討会議において、平成 23 年 2 月の会議発足以降、10 回にわたって社会保障改革の在り方について議論が重ねられ、平成 23 年 6 月に、社会保障・税一体改革成案（案）が提示された。その中において、社会保障制度全般にわたる改革を行うとともに、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込（国・地方）を主要な財源として確保するとされている。
- 社会保障改革のうち、介護・医療分野における主な改革項目として次のものが挙げられている。
 - ・ 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律 別紙 5

- 本法律は、高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う身体機能の低下等の状況に対応した構造等を有する賃貸住宅等において、心身の状況の確認、生活相談等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設等の措置を講じるもの。
- 平成 23 年 4 月 27 日に参議院本会議で可決、成立。